

(写)

21 日 獣 発 第 131 号
平成 21 年 8 月 31 日

農林水産省
消費・安全局長 平 尾 豊 徳 様

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久

獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について（要 請）

日頃より、獣医師及び動物医療施策の推進につき、ご尽力をいただいていること厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢をみると、食の安全・安心の確保、BSEをはじめ、鳥インフルエンザや狂犬病等の共通感染症に対する危機管理対策への備えが重要な課題とされております。

また、一方では、家畜の衛生対策の向上を通じての畜産業の振興、更には、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコ等の家庭動物が伴侶動物として広く一般家庭に、また、人の介護・福祉、学校教育分野への社会参加が進展する中で、小動物に対する医療の提供体制の整備が求められる等、獣医師及び動物医療の果たす役割に対する社会的期待が従来にも増して高まっており、獣医療法が定める獣医療提供体制整備の計画制度をはじめとする、獣医師制度や動物医療関連施策の下で獣医師自らが研鑽し、質の高い動物医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められているところであります。

本会においては、事務・事業運営機関である職域別部会において、動物医療にかかる制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、検討を行ってきたところでありますが、以上の事情を踏まえ、今回は、①産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会（委員長：近藤信雄日本獣医師会理事）において、「産業動物診療獣医師の育成・確保と家畜共済事業運営のあり方」を、また、同部会の食の安全を担う産業動物臨床検討委員会（委員長：横尾 彰日本獣医師会理事）において、「食の安全確保のための家畜の生産工程管理（HACCP システム等）と産業動物臨床の方向」を、②小動物臨床部会の小動物委員会（委員長：細井戸大成日本獣医師会理事）において、「小動物臨床の質の向上に向けた提供体制のあり方」を、③畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会（委員長：戸谷孝治日本獣医師会理事）において、「家畜防疫対策推進のための地域ネットワーク体制のあり方」をテーマに検討を行い、それぞれ現状と課題について整理するとともに、課題に対する対応の方向等を別添報告書として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告書内容をご理解の上は、下記の事項について、現在、獣医事審議会において審議中の第三次基本方針に反映いただくことを含め、獣医師及び動物医療関連施策の推進に活用賜りたくご配慮の程をお願いする次第であります。

記

1 産業動物診療提供体制の整備・充実について

(1) 獣医師需給対策の推進

獣医師就業の偏在を是正し適正配置を推進するため、産業動物診療獣医師及び都道府県家畜保健衛生所等に勤務する家畜衛生公務員獣医師への就業誘導対策として、次の事業の取り組み

に対する支援措置を講じられたいこと。

ア 獣医師の就業調整（偏在是正）の円滑化

獣医師の就業動向、採用・求職情報の一元化と獣医師が就業する関係機関（団体）との連携の確保及び就業希望獣医師に対する再研修による就業誘導による就業紹介受け入れの全国ネットワーク体制の構築（全国獣医師バンク構想）

イ 新規獣医師の就業誘導の円滑化

（ア）①獣医学教育課程の学生を対象とした、家畜衛生行政機関、家畜共済をはじめとする地域の基幹的産業動物診療施設における卒前臨床実地研修実習を含めたインターンシップ制の拡充・強化と②産業動物臨床及び家畜衛生の実践教育の充実を図るため大学へのキャリアを積んだ産業動物臨床獣医師や家畜衛生関係機関（団体）獣医師の講師派遣の仕組みのシステム化

（イ）産業動物診療獣医師就業修学資金の給付制度の拡充・強化（①受け入れ先事業者の負担増を伴わない形で月額給付額の倍増、②人事交流により公衆衛生部門勤務獣医師として就業した場合の給付金返還の免除）と給付制度の獣医学系大学における獣医師不足職域優先入学枠制度との連動

（2）家畜共済事業の運営改善

産業動物診療の基盤となる家畜共済事業については、①産業動物診療獣医師確保の観点から、診療獣医師の診療技術提供の水準が適正に反映されるよう家畜共済診療点数の引き上げを図るとともに、②家畜共済事故発生の低減を図る観点から、事故発生時の個体診療と併せ予防獣医療処置の導入の視点での制度の拡充を検討されたいこと。

なお、前記①の家畜共済診療点数表の見直しに当たっては、生産者の負担が増高することのないよう国庫負担の拡充を図られたいこと。

（3）生産農場管理獣医師の養成等による産業動物診療提供の質の確保

最近における畜産経営の現状等を踏まえ、家畜生産者から委任を受け生産農場の飼養衛生管理全般を請け負い、畜産経営の生産性の向上はもとより生産物の安全性確保対策を実践・指導する診療獣医師（以下、「生産農場管理獣医師」という。）の育成及び普及対策として、次の事業の取り組みに対する支援措置を講じられたいこと。

ア 生産農場管理獣医師の育成・強化を図るための技術研修対策と資格認定制の導入

イ 地域において HACCP 手法による畜産生産農場の安全性確保システムの普及・推進と組織的取り組みを図るための獣医師会、生産者団体、流通業界、消費者等による協議会の開催、地域（グループ）対応技術手順書の策定、生産農場認定制の導入

ウ 生産農場管理獣医師制、畜産生産農場における HACCP 手法による生産物の安全性確保システムの普及のための広報活動

2 小動物医療の提供体制の整備・充実について

（1）地域小動物医療提供体制の計画的整備

小動物診療における診療技術の高度化及び診療提供形態の多様化等に対する社会的要請に比べ、地域における小動物医療提供の質の確保とその整備を計画的に推進するため、次の事項について、国の基本指針において明確化するとともに、各都道府県が定める都道府県計画において地域計画を整備した上で、整備に必要な財政措置を講じられたいこと。

ア 小動物臨床を目指す新規獣医師の全員が卒後臨床研修制度の下で臨床技術の修得がなされるよう民間診療施設の農林水産大臣指定施設への指定の推進と大学付属診療施設等の基幹診療施

設と民間診療施設の合同による卒後臨床研修の受講体制の整備

イ 一次診療と二次（高度専門・紹介医療）診療との連携確保及び夜間・救急・休日診療提供のための地域ネットワーク体制の整備

(2) 動物診療におけるチーム医療提供体制の整備

動物診療の質の確保に対する動物飼育者の要請に応えるとともに、診療技術提供の高度化・多様化に伴う診療の機能分化、専門分化と動物医療に係る専門技術者間の連携により診療の質の確保・保証システムを整備するため、動物診療においても、人の医療と同様のチーム医療（獣医師と獣医師以外の動物医療関係専門職との連携・機能分担による質の高い診療の提供）の提供体制の整備に向け、次の事項について法整備を含めた支援対策を講じられたいこと。

ア 現状の獣医師制度下において、獣医師の補助職として就業する動物看護職等の動物医療従事者について、技術・知識の高位平準化と動物看護職としての職業分野の確立を図るための現行の民間による人材養成と資格認定の統一的運営に向けた検討の推進と実施体制の確保

イ 動物診療のチーム医療提供体制（①獣医師、②パラメディカル動物医療・看護専門職、③動物看護職等の動物医療従事者の役割分担と連携の確保）の整備を推進するため、パラメディカル動物医療・看護専門職（主治の獣医師の監督下において一定範囲の診療行為を含め動物の臨床検査、機能回復訓練等の理学療法、高度医療機器操作、動物看護業務等を担う専門職）の国家資格としての制度化

3 地域における家畜防疫・衛生体制の整備・充実について

(1) 家畜保健衛生所の組織及び機能の整備

地域における家畜防疫・衛生対策の実施主体としての都道府県家畜保健衛生所について、引き続きその機能向上のため、検査・診断施設の整備・機器の設置に対する支援措置を充実するとともに、業務量の増大及び業務の質の高度化・多様化に対応し、地方交付税交付金（家畜保健衛生費）の拡充・強化を図られたいこと。

(2) 都道府県と獣医師会との連携による地域家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備

ア 高病原性鳥インフルエンザ等の社会的影響の大きい特定家畜伝染病の発生時の防疫対応を想定し、家畜伝染病予防事業をはじめ各種家畜衛生対策事業の推進における獣医師会及び民間獣医師の役割と協力・支援体制を明確化し、緊急防疫に備えた地域家畜衛生対策の整備を図られたいこと。

このため、各種家畜衛生対策事業に参画する民間獣医師の専門技術向上のための各種研修等に対する支援措置の実施及び都道府県による民間獣医師の家畜防疫員への委嘱の推進を指導願いたいこと。

また、都道府県の家畜畜産物衛生指導協会が順次、畜産関係団体に統合される中、都道府県の獣医師会についても地域における自衛防疫を指導・実践する中核的組織として位置づけ、その不断の機能整備のための支援措置を講じられたいこと。

イ 産業動物診療獣医師処遇の象徴的存在とされ各種家畜衛生対策事業に参加する民間獣医師に支払われる「雇い上げ獣医師手当（予算積算単価）」を他の技術専門職の処遇との均衡に配慮し引き上げられたいこと。

注：農林水産省経営局長にも上記と同様内容を要請